

平成 30 年 12 月 4 日

関係者各位

再生債務者 株式会社 MTGOX
再生管財人 弁護士 小林 信 明

再生債権者が変動した場合のオフライン方法による届出について

第 1 はじめに

本書は、再生債権（以下「債権」といいます。）の届出をした債権者が、オフライン方法により債権を譲渡する場合の手続を説明するものです。

オンライン方法による債権譲渡の手続 (https://www.mtgox.com/img/pdf/20181123_announcement_online_ja.pdf) ができない再生債権の届出者は、下記で説明するオフライン方法によって債権譲渡の届出をしてください。

なお、本書の説明に基づき申請することのできる債権譲渡は、上記債権者の届出債権の全部の譲渡のみであり、届出債権の一部の譲渡申請はできませんのでご注意ください。

第 2 債権譲渡手続の流れ

1 譲渡人の手続

- (1) 譲渡人が債権の届出をした際に届け出た連絡先メールアドレスを使って、再生管財人のオフライン債権譲渡用メールアドレス (mtgox_transfer_off@noandt.com) に、債権譲渡をしたい旨、及び譲受人の氏名を記載したメールを送信してください。債権届出時に届け出た連絡先メールアドレス以外のメールアドレスから送信されたメールの場合、正式な連絡とはみなしませんのでご注意ください。
- (2) 上記申請を受領した場合、再生管財人は、譲渡人の連絡先メールアドレスに、債権譲渡番号と、債権譲渡通知書兼再生債権名義変更届出書（オフライン用-A）の書式がダウンロードできる URL が記載されたメールを送信します。
- (3) (2) の URL から債権譲渡通知書兼再生債権名義変更届出書（オフライン用-A）をダウンロードして、必要事項（債権譲渡番号を含みます）を記入して印刷し、譲渡人と譲受人がそれぞれ署名又は押印をし、必要書類（後述）とともに下記住所に郵送してください。

株式会社 MTGOX 再生管財人室

〒102-0083

東京都千代田区麴町三丁目 4 番地 1 麴町 3 丁目ビル 202 号室

2 1 の手続完了後の流れ

- (1) 管財人において、債権譲渡通知書兼再生債権名義変更届出書（オフライン用-A）及び必要書類の内容を確認します。確認の結果、不十分な内容であれば、管財人から譲渡人に連絡いたします。
- (2) (1)の確認の結果、適切な形式を満たしている場合は、譲渡人が債権届出時に届け出た連絡先メールアドレス及び譲受人が債権譲渡通知書兼再生債権名義変更届出書（オフライン用-A）に入力した連絡先メールアドレスに対し、債権譲渡が完了した旨のメールを送ります。

第3 必要書類

1 債権譲渡通知書兼再生債権名義変更届出書（オフライン用-A）

上記第2の1(2)のとおり、債権譲渡通知書兼再生債権名義変更届出書（オフライン用-A）の書式は、譲渡人の連絡先メールアドレスに送信されるメールに記載された URL からダウンロードすることができます。

債権譲渡通知書兼再生債権名義変更届出書（オフライン用-A）の書式に入力いただくためには、Adobe Acrobat Reader DC 又は Adobe Acrobat Pro DC が必要です。Adobe Acrobat Reader DC 又は Adobe Acrobat Pro DC 以外のソフトウェアを使用すると、入力又は印刷が正常に行われないおそれがあります。

必要事項を記入しましたら、プリントアウトし、譲渡人と譲受人がそれぞれ署名又は押印をしてください。

代理人が届け出る場合は、代理権を証明する委任状の原本も提出する必要があります。

また、譲受人は、債権譲渡通知書兼再生債権名義変更届出書（オフライン用-A）の書式に添付されている申述書に、必要事項を記入の上、同封する必要があります。

2 本人確認書類

譲渡人及び譲受人双方の本人確認書類を提出する必要があります。

(1) 個人の場合

パスポート、運転免許証、身分証明書等の本人確認書類（顔写真及び日本語表記又は英語表記の氏名が記載されたもの）の写しを提出する必要があります。

(2) 会社その他の法人の場合

以下の(i)及び(ii)の書類を提出する必要があります。

- (i) 商業登記簿及び印鑑証明書。外国法人の場合には、外国の公証又は認証業務にある者が作成した証明書や権限ある官署が作成した登録証明書などの法人代表者の資格証明書（当該法人が適法に成立したこと及び法人代表者の氏名が記載されたもの）に限ります。最新の情報が記載され、かつ3か月以内に発行された書類を用意してください。

- (ii) 法人代表者の本人確認書類。又は、債権届出手続を行う事務担当者の本人確認書類及び法人代表者作成の委任状。

3 印鑑証明書又はサイン証明

譲渡人は、債権譲渡通知書兼再生債権名義変更届出書（オフライン用-A）に押印した場合には官公署が作成した印鑑証明書を、署名した場合には公証人又は官公署が作成したサイン証明を提出する必要があります。

ご不明な点がございましたら、下記コールセンター又はメールサポートまでご連絡ください。

○コールセンター

- ・日本語対応

電話番号：03-4588-3921

受付時間：月曜日～金曜日（日本の祝日は除く）午前10時～午後5時（日本時間）

- ・英語対応

電話番号：+81-3-4588-3922

受付時間：月曜日～金曜日（日本の祝日は除く）午後1時～午後10時（日本時間）

○メールサポート

Email：support@mtgox.com

以上